

回 覧

高政推第156号
平成30年5月18日

町民の皆様へ

高森町長 草村 大成
(公印省略)

平成30年度高森町地域コミュニティ活動推進事業補助金について（通知）

平素より、本町まちづくり行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、高森町では町民の自主的かつ主体的な活動による地域の活性化を図るため、地域活動団体が行う自主的かつ主体的な地域に根ざした地域活動事業に対して、今年度も支援致します。

つきましては、別添「高森町地域コミュニティ活動推進事業補助金募集についてのご案内」により、広くご活用下さい。

また、本事業について何かご不明な点等ございましたら下記担当までご連絡下さいますようお願い致します。

なお、申請書は、当町ホームページでダウンロードできるほか、町役場政策推進課で準備しております。お気軽にご相談下さい。

担 当：政策推進課 まちづくり係
岩下・工藤
連絡先：0967-62-1111（内線 152・156）

高森町地域コミュニティ活動推進事業補助金募集 についてのご案内

○目的

町民の自主的かつ主体的な活動による地域の活性化を図るため、地域活動団体が行う自主的かつ主体的な地域活動事業に対して支援を行い、幅広い地域活動の輪を広げることを目的とします。

○募集件数

- ① 20件程度（予算の範囲内）
- ② 補助金の対象事業期間は単年度（平成31年3月31日まで）です。
- ③ 応募多数の場合は政策推進課及び関係課・局が厳正に審査します。審査結果は全ての団体に通知します。

○補助金対象団体

- ① 高森町に活動拠点を有していること
- ② 町民の5名以上が構成員となっていること
- ③ 活動実績があること
- ④ 関係法令に規定された団体ではないこと

○補助対象経費

- ① 補助対象経費は、補助事業を実施するために直接必要な経費とします。
※ 団体の経常的な活動に要する経費や、構成員の労務に対する費用、飲食や親睦に要する経費は該当しません。
- ② 補助対象経費＝補助対象事業の実施に要する経費－当該事業等の収入
- ③ 事務消耗品費・役務費（団体自らが行うことができない業務に対する経費）
・ 謝礼・原材料費・印刷製本費・借上料

○補助対象事業

- ① 公益性があり、不特定多数の者の利益に寄与するもの
- ② 他地域への波及効果、新たな展開が期待できるもの
- ③ 他地域や都市との世代間交流の創出が図られること
- ④ 国、県、町からの他の補助金等を受けていないこと
- ⑤ 特定の企業や団体、個人の利益を追求する事業でないこと
- ⑥ 政治、宗教関連事業でないこと
- ⑦ 関係法令に規定された事業でないこと

裏面へ

○補助金交付額

- ①補助金交付対象経費の10分の10（限度額5万円・千円未満切捨て）
- ②本事業を継続して実施している団体で、開始後節目（5年単位）となる場合は限度額10万円（千円未満切捨て）

○補助金申請方法

- ①平成30年10月31日までに補助金交付申請書（様式第1号）を高森町役場政策推進課、草部出張所又は野尻出張所に提出
- ②添付書類
 - ・役員名簿（会長、副会長事務局、会計等）及び構成員数
 - ・予算積算書類
 - ・その他町長が必要と認める書類（事業実施要項等）

○概算払い・事業変更（中止・変更）

- ①概算払い・・・・・・・・事業実施前に交付決定額の範囲内で補助金の概算払いを受けることができます。
- ②事業の変更・・・・・・・・やむを得ず事業を変更（期間、金額等）する場合は、高森町地域コミュニティ活動推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書の提出が必要です。（必ず事前にご相談下さい。）
- ③事業の中止・廃止・・・・高森町地域コミュニティ活動推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書の提出が必要です。（必ず事前にご相談下さい。）

○実績報告書

- ①提出期限・・・・・・・・事業終了後30日以内又は平成31年3月31日までのどちらか早い日
- ②提出書類・・・・・・・・実績報告書（様式第6号）
- ③添付書類
 - ・補助事業決算書
 - ・帳簿、証拠書類（写し）
 - ・その他必要書類（写真、ちらし等）

○備考

補助金申請書をご提出頂き、役場からの交付決定後に着手することになります。※交付決定前に着手した経費は本事業の対象となりません。

お問い合わせ先
政策推進課 まちづくり係 岩下・工藤
0967-62-1111（内線152・156）